基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十月十三日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十一月十三日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年九月二十五日

大阪市中央区久太郎町二丁目四番二七号

クレハエラストマー株式会社

代表取締役　白枝　照基

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年十月十三日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年十月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年九月二十五日

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目九〇二番地一

株式会社トリアス

代表取締役　宅島　壽雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年九月二十五日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号

株式会社エアー沖縄

代表取締役　大西　準次

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社エルクホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十月二十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年九月二十五日

大阪市中央区神崎町四番八号

株式会社エルク

代表取締役　中沢　秀喜

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金道永が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月二十五日

東京都港区新橋四丁目二一番三号新橋東急ビル二階

Obigo Inc.

日本における代表者　金　道永

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である天野美佐が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月二十五日

東京都港区港南二丁目一六番三号品川グランドセントラルタワー

マップポイントセントラルコーポレーション

日本における代表者　天野　美佐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である天野美佐が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月二十五日

東京都港区港南二丁目一六番三号品川グランドセントラルタワー

マップポイントコーポレーション

日本における代表者　天野　美佐

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である天野美佐が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年九月二十五日

東京都港区港南二丁目一六番三号品川グランドセントラルタワー

ウィンドウズエックスピージャパン

日本における代表者　天野　美佐

限定承認公告

本籍新潟県糸魚川市押上二丁目六三一番地、最後の住所新潟県糸魚川市大字大野一七二四番地一じょんのび掌

被相続人　亡　大瀬　與吉

右被相続人は平成二十六年十二月二十日死亡し、その相続人は平成二十七年九月十一日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

新潟県糸魚川市横町四―一二―一八

相続財産管理人　木島　昭子

限定承認公告

本籍大阪府池田市室町九二二番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区苅田三丁目九番九号

被相続人　亡　園田　融

右被相続人は平成二十六年十二月八日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

大阪市住吉区苅田二丁目六番二一号

限定承認者　園田　真吾

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年十月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年九月二十五日

東京都千代田区一番町一三番地三

株式会社開地総合企画

代表取締役　澤原　孝

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、ユニ・アジアキャピタルジャパン株式会社（住所　東京都千代田区神田美土代町九番一号）に対して当社の第二種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十七年十月二十八日です。

平成二十七年九月二十五日

東京都千代田区神田美土代町九番一号

ユニ・アジアインベストメント株式会社

代表取締役　棚元　道夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十六億八百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000574/ca8p/

平成二十七年九月二十五日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二一〇一号

虹インベストメント特定目的会社

取締役　栗国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を十億円減少し四億五百九十五万円とし、発行済優先出資総口数二万八千百十九口のうち二万口を一口に対して金五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を十億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://smm.jp/koukoku/japan_opportunity3/

平成二十七年九月二十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ジャパン・オポチュニティ3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月十五日

掲載頁　六十二頁（号外第二一一号）

平成二十七年九月二十五日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一五号

特定目的会社アズライフ・アセット

取締役　山本　顕三

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

◉号外　九月二十五日付第二一七号　九六ページ●同日付第二一八号六六四ページ●同日付
第二一九号四〇ページ●同　日付政府調達第一八〇号四八ページ●七月一日付参会
第二一九号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月　一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体　一三〇円）（配送料別）